

大学改革の“理念”と“現実”

大学は、“方円の器に随う水”のように変わらない！

旺文社 教育情報センター 19年10月

文科省は先に提言された『教育再生会議』（第二次報告）と閣議決定されている『骨太の方針2007』を踏まえ、大学の「秋季（9月）入学」推進に向けた学長裁量による学年暦の「始期及び終期」の規定や、国公私立大を通じた「共同設置学部・大学院」の創設の仕組みを目指し、法改正を固めた。

こうした制度改革を、大学側や受験生はどう受け止めるのであろうか。改革の理念と現実を追ってみた。



『教育再生会議』（第二次報告；19年6月）と『骨太の方針2007』（19年6月閣議決定）は、大学改革の一環として、「9月入学」の推進や国公私立大の連携による大学教育の充実、複数大学による「大学院等の共同設置」創設の仕組みの構築を求めている。

<「秋季（9月）入学」の推進と現状>

学校の学年暦は、学校教育法施行規則で「小学校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る」とされ、中学・高校、及び大学もこれを準用するとされている。

しかし、諸外国の学校との間の学生の円滑な移動や大学入学機会の複数回化などの観点から、学年暦の原則を維持しつつ、「大学は学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる」（学校教育法施行規則改正；平成11年3月施行）と、改正された。これにより現在、秋季（9月）入学は各大学において柔軟に対応できるようになっている。

文科省は『教育再生会議』や『骨太の方針2007』を踏まえ、“大学の国際化”と“入学時期の更なる弾力化”を挙げ、次のような「秋季（9月）入学」推進の法改正（案）を示している。

- ◎ 秋季（9月）入学を更に促進するため、各大学の判断により秋季（9月）を学年の始期とすることができるよう、“学年の始期及び終期は学長が定める”こととする。（19年12月下旬、学校教育法施行規則改正を施行予定）

今回の改正案では、これまでの「4月1日～翌年3月31日」とする大学の学年暦（始期及び終期）の規定を緩和し、各学長の裁量に任せるというものである。現行の「学期の区分による入学・卒業時期」の弾力化をさらに推し進め、「秋季（9月）入学」導入を後押ししようという狙いだ。

●秋季入学の現状

17年度において、「9月入学」などの「4月以外の入学」を受け入れている学部は322学部(全体の17.2%)で、そのうち私立大が246学部(76.4%)を占めている。しかし、実際の入学者は1,569人で、学部入学者全体の0.3%に過ぎない。「4月以外入学者」の60.7%が留学生と帰国子女によって占められている。

また、17年度の「4月以外の入学者」は前年度より334人(17.6%)減っており、秋季入学の低調ぶりがうかがえる。低調な要因としては、卒業時期と就職時期とのズレなどによる受験生の不人気に加え、入試実施による大学側の負担増などから一般受験生向けの秋季入学の募集停止などがあげられる。

<国公立大の「共同設置学部・大学院」>

文科省は、国公立大を通じた複数大学による「共同設置の学部・大学院」の創設を可能とする仕組みを検討している。

現行の学校教育法では、複数の大学による共同の学部や大学院研究科の設置についての規定がないため、同法の改正が必要となる。20年度に法改正、21年度に設置認可、早ければ22年度から共同設置の学部・大学院の学生受入れが可能となる。

共同設置のイメージとしては、例えば、既存のA大学－医学部とB大学－薬学部の連携による<A・B>大学－医薬系新学部、C大学－理工学部とD大学－社会科学部の連携による<C・D>大学－環境系新学部などが考えられる。

大学名は共同設置する“A・B大学”などとなり、学生はA大学及びB大学に在籍することになる。現在行われている大学の再編・統合による新增設学部の設置とは異なる。



<“理念”と“現実”との齟齬>

『教育再生会議』の改革理念が理解され、政府の『骨太の方針2007』に基づく文科省の法改正などは適当であるとされても、大学や受験生における現実はどうであろうか。

「秋季(9月)入学」については、かつての臨時教育審議会(中曽根康弘・元総理の主導で設置された総理の諮問機関)の第四次答申(昭和62<1987>年8月)の「秋季入学制への移行」以降、旧・中教審や旧・大学審、教育改革国民会議(「教育を変える17の提案」平成12年答申)などの答申に盛り込まれてきた。しかし、その都度、世論の盛り上がりには欠け、立ち消え状態となって現在に至っていることは周知のとおりである。

その大きな要因としては、国内の一般受験生にとってさほど大きなメリットがないこと、大学と企業・官庁などとの間で採用時期についての議論がなされないまま4月採用が基本とされていること、会計年度が4月開始のまま、入学時期が4月から9月に移行すると、入学金・授業料等の学生納付金(私立大の収入源の大半を占める)が約半年にわたって激減すること、などが挙げられる。

このような現状が変わらない限り、大方の大学では、入学・卒業時期は現行制度(学期の区分に従った入学・卒業時期)の枠内での適用で十分だとみるだろう。

他方、「共同設置学部・大学院」の制度設計はどうか。受験生にとっては、地方などで志望学部が地元でない場合でもITなどを活用すれば、既存の大学(学部)に加え、新たな進路選択の幅が広がり、歓迎されよう。大学にとっても、大学経営の効率化などが期待できそうだ。

ただし、私立大の場合は“建学の精神”をはじめとし、教学と財政の面からも、他大学との共同設置は難しい課題をはらんでいる。私立大では当面、自校での学部・大学院の改組、新增設、あるいは系列校との統廃合などが進むであろう。

＜「水は方円の器に随う」の諺と大学改革＞

こうした現状をみると、今回の法改正によって、これまでの大学の姿が改革理念どおりに直ちに変わるとは考えにくい。

大学は、今回の法改正において、「水は方円の器に随う」の諺にある“水”のように、制度改革(=“器”の改造)によって、容易に変わることはないだろう。

大学にとっては、他力による制度改革と並行して、自校の「アドミッション・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」を一体的、かつ抜本的に自力で改革していくことが大事である。

(2007.10. 大塚)